

コーポレート・ガバナンスと企業の社会的責任

小島大徳

キーワード：コーポレート・ガバナンス 企業倫理 企業の社会的責任 情報公開・透明性
企業不祥事

1 コーポレート・ガバナンス論の構成要素

企業は利害関係者ひいては市民の幸福を追求し豊かな生活をおくるため、資本や人的資本、技術を結集して、人一人では達成できない経済的受益を社会全体に行き渡らせる機能をもつ。これは企業の営利性ともよばれ、企業が存続していくことによって、時とともに、その受益幅は大きくなることが期待されている。

ただ、このような現代資本社会で企業の存在は欠かせないのが、企業が大規模化すると市民社会に多くの悪影響ももたらすことがある。受益の分だけ不利益をうける可能性がある。つまり、副作用の問題である。この副作用の最小単位は、企業不祥事であり、大きく捉えると反社会的行為となる。これを排除することは、人が集団で生活するなかでのルールを守ることと同じであり、社会性ともよばれ、企業と人が同じ空間に存在するのであるから企業にも社会の一員であることが期待されている。

コーポレート・ガバナンスとは、所有と経営が分離している企業において、経営者が、企業不祥事への対処(コンプライアンス経営)と企業競争力の強化とを目的としながら、企業に関わる利害関係者の利害調整を同時に達

成しようとする企業構造を構築することである。つまり、企業の営利性を高度に保ちつつ、社会性をも高度に備えた企業経営体制、企業運営を希求するのである¹。

ここでは、コーポレート・ガバナンス構築を達成するためには、理論と実践について具体的に論じる必要がある。まず、理論では、今日の株式会社制度の問題点を提起し、そこからコーポレート・ガバナンスの基礎的論理を明らかにする必要がある。また、実践では、コーポレート・ガバナンス原則とコードの策定過程や相互関係を考察したうえで、企業経営を浸透させ同化させるプロセスを解明する必要がある。前者をコーポレート・ガバナンスとして、後者をコーポレート・ガバナンス原則とよぶ。そして、この二つをもって、コーポレート・ガバナンス論とする。

2 企業不祥事への対処と企業経営

2.1 企業競争力の強化と企業不祥事の防止と対処

企業不祥事が多発する理由と未然に防止できない理由は、企業経営につきものの企業不祥事と、企業経営の核である競争力の強化が、高度に成長した資本主義経済のなかで、企業が両立できないところにある。しかしな

がら、社会からは、不祥事を未然に防止し、起こらないことが求められ、企業経営者は、企業の利益を最大化するために、あらゆる手段を講じる。ここに大きな矛盾が生じることとなり、コーポレート・ガバナンス問題が沸き起こるのである²。

このように、コーポレート・ガバナンスとは、社会と経営者の利害調整をすることが主目的となる。バランスの取れた企業経営を行うことこそが、コーポレート・ガバナンスであり、企業経営を健全に運営させる中心的議題となる。

さて、先ほど言及した企業倫理は、情報公開・透明性と同義であり、企業倫理は、情報開示・透明性のシステムを企業内部に徹底することで醸成することができる。ここでいう情報開示・透明性とは、積極的なものと消極的なものに分けることができ、積極的な情報開示・透明性とは、経営者自らが、法の定めるルールに則って実施するものと、経営者自らが率先して実施するものからなり、消極的な情報開示・透明性とは、法の定めのない事柄かつ経営者が実施しない事柄ではあるが、経営者の倫理性に強い影響力を与える利害関係者の行動を指す。

2.2 情報開示・透明性の起源と企業システム

もともと、ヨーロッパ各国の中世時代を中心の民権運動は、貴族および国王による統治

を縮小させることに目的があった。いまでいう三権は、国王によって全てを握られていた。だが、人々は、教会を中心とした教育制度と教育を受ける者の拡大、小作制度を中心とした経済から、商業の発達による民衆による財力の獲得によって、思想も金も手に入れたことによって、あたらしい権利意識に目覚めるのである。

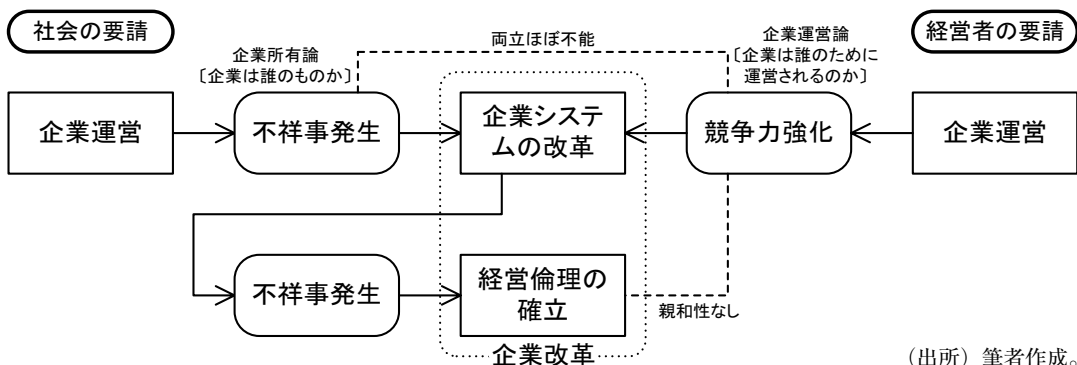
人権の大まかな枠組みもこの時代に形成されるのであるが、人権が、基本的なものとしてあることを発見されたというよりは、基本的人権を作り上げられた。権利というのは、人々の幸福を追求するための基礎であり、幸福というのは多種多様であるのであるが、人々は幸福でありたいと願うのが当然であるため、おのずと権利は、拡大していくのである。また、それが当然として確認しておく必要がある。

権利が必要とされるのは、国家を作り上げたからである。社会契約によって、人々の幸福を追求するために、国家という組織を作り上げた。国内では、効率的にあらゆる事柄を運営されることが期待された。そのなかで、企業システムが構築されてきたため、国家制度に似た制度となった。

2.3 コーポレート・ガバナンス論を中心に据えた企業経営

社会と企業の認識がずれる場面では、かな

図1 コーポレート・ガバナンスと企業改革の全体像



(出所) 筆者作成。

らずコーポレート・ガバナンス問題に触れることになる。そして、各企業がコーポレート・ガバナンスを構築するなかで、今後もコーポレート・ガバナンス原則は、その中心にあり続ける。そして、それを達成させるためのカンフル剤として近年では、コーポレート・ガバナンス・コードが用いられている。

このように、活発に議論され、企業の経営に影響を与えようとするコーポレート・ガバナンスは、長らく議論が続けられている。ここでの焦点は、専門家の役割、内部告発のシステム化、株主総会の存否、企業情報個別情報公開制度の導入などである。ふるくは、ソニーが1997年に企業独自原則にちかい原則を策定し、企業経営機構改革を実施した。そして、執行役員制度という執行と経営を完全に分離する制度を独自に導入した。つまり、企業は、自らの創意工夫で自由に企業経営システムを作り上げることができる。そして、それが成功するならば、その後の執行役員制度の他の企業への広がりや、旧商法改正などへと繋がったような新しい風を産むことになる。

コーポレート・ガバナンス論は、コーポレート・ガバナンスに登場する個々の機関の検討、新たなシステムの創出をするという使命も持ち合わせているのである。そのため、今までの総論を足がかりにして、各論へと研究を深めていく努力が常に必要なのである。

3 企業の社会的責任と

コーポレート・ガバナンス

3.1 企業の社会的責任と企業経営

コーポレート・ガバナンスの目的である、企業競争力の強化と企業不祥事への対処、くわえて、それを達成するための手段である情報開示・透明性は、最終的に、企業倫理の確立へと向かう。そして、企業競争力の強化による、企業収益の拡大と、企業不祥事への対処による健全な企業社会の醸成、くわえて、

倫理規範の企業文化への浸透は、企業の社会的責任を果たす礎となる。

ただ、企業の社会的責任を高度に追求しようとする、企業経営の自由を阻害する恐れが大きい。そこで、利益をあげる自由な企業活動と、企業の社会的責任の範囲を確定することで、企業の自由な経済活動をいかんなく発揮し、経済に主体的に貢献していくという本分に邁進することをも、企業の社会的責任には期待されるのである。

企業の社会的責任には、社会的責任としての営利性、社会的責任としての社会性、社会的責任としての継続性、の三種類に分けることができる。社会的責任としての営利性と、社会的責任としての社会性を合わせて、企業の社会的責任と位置づける。そして、この両者ととも、企業の社会的責任としての継続性とあわせて、企業社会責任とするのがよい。

ここで提示した企業の社会的責任の他に、企業には責任が存在しないということも意味する。企業は、元来、市民社会のなかで個人が為し得ることのできない経済的利益を、個人がさらに享受することを目的に作られた作為的産物である。人は生まれながらにして全国的な自由を有しており、そこから派生した個人の幸福追求権の経済的享受性を得るために、企業体を設定したのである。つまり、企業は本来的に自由であり、責任の範囲は最大限に狭められるべきである。

3.2 企業の社会的責任の三分類

企業の社会的責任は、以下の3つに分類される。

(1) 社会的責任としての営利性

社会的責任としての営利性とは、企業活動をつうじて、良質な製品やサービスを、社会に提供していくことをいう。企業は資本主義社会の最も主要な機関である。個人では不可能な資金を調達し、財やサービスを生み出し、消費者に販売する極めて重要な役割を担う。そこで生み出された利益は、資本主義経済成

長の強力な推進力となる。

(2) 社会的責任としての社会性

社会的責任としての社会性とは、企業活動にて生み出した利潤を社会に循環させていくことをいう。利潤の社会への循環は、株主への配当、経営者への報酬、従業員への賃金支払いという企業内部における利益処分だけではなく、税金等の支払い、寄付等の行為が含まれる。

(3) 社会的責任としての継続性

社会的責任としての継続性とは、ここでいう継続性とは、企業の継続的存続というゴーイングコンサーンと同義ではない。いわゆる戦略的CSRとよばれる分野に近いが、戦略的CSRとも同義ではない。企業利益に直結する分野への積極的投資としての企業経営の一部として構成される。

3.3 企業の社会的責任と企業制度

企業経営は、自由を基本的思想として制度設計がなされている。経済活動の自由を保証することで、社会と人の永続的経済繁栄を達成して、資本主義経済全体の制度的基盤を確たるものにするのである。

企業不祥事を予防し防止する方策は、企業経営制度³を改善することによって実施されてきた。もちろん世界の国々では、それぞれの文化や歴史などを背景に、独自の進化を続けてきた。制度設計の根幹は、株式を中心に用いた会社制度である。株式を保有している株主は、会社設立に関わる株主と、会社運営に関わる株主の二側面があるのだが、どちらの株主にも、現代の株式会社においては、ありとあらゆる会社運営管理の決定をすることが可能である⁴。もちろん、法令の範囲内においての決定ではあるが、伝統的に企業経営制度は、自由を基礎としているため、株主と株主によって選任された取締役などの経営陣に、多くの事項を決定する権限が存在する⁵。

企業経営制度は、世界中に言語のごとく多用に存在する。国が違えば企業経営制度も違

うと言い切って良いほどである。企業経営制度が、国ごとに違うのには理由がある。それぞれの文化が違うから企業経営制度が違うというように複雑にとらえる必要はない。企業経営制度がそれぞれの国の法令によって形作られているからである。文化という要素は、ここにおいては限定的に考えなければならない。たとえば、中国とベトナムという国境を挟んでいる国ではあるが、その周辺に住む住民にとって文化はほとんど相違なく同じである。だがしかし、こと経営に関して企業経営制度が相違するのは、国という存在があるからである。

4 企業制度とコーポレート・ガバナンス

4.1 企業経営システムとしての法人

企業経営制度を考えるに当たっては、文化という要素は極力排除しても良いようである。人が作為的に出現させた法人を管理するという重要な管理は、人が全面的に関わることになる。そのため、二重三重にチェック機能を張り巡らせた企業経営システムであっても、完璧なものにはならない。そのため、企業不祥事をいかに減らしていくのかということは、経営学上の最大の問題なのである。

人を管理するのは人である。その人をどのように管理するのかという配置、あるいは管理する者と管理される者の両者に対し、適度に距離を置かせ、管理者と被管理者それぞれに対して、管理者にはよりよいインセンティブを、被管理者にはほどよい緊張感を与えるということをするのが、企業不祥事を防止する企業経営制度を形作る上で、もっとも重視すべき幹なのである。この点において、近代経営学は、法人自体の管理という要素が加わったことが最大の特徴なのである。そのため、伝統的経営学的要素だけでは経営学を論じることが出来ないと感じる領域は、法人の管理という問題に行き着くと考えても良いであろう。

4.2 企業経営システムと専門家の役割

さて、言語も時がたてばたつほど変化していくように、企業経営制度の収斂は、近い将来に必ず実行され成功される。21世紀に入ってからおこった企業不祥事を列挙し、企業不祥事が発覚した発端および経営者辞任の有無と経営者辞任の主要因について検討しなければならない。この検討によって、いかに今までの企業経営制度では企業不祥事が防げずにいたのか再度認識し、頻繁に実施された企業法制度改革でも効果を上げていないことが理解できる。

経営者同士によるチェック体制だけでは心許なかったことへの反省もすべきだろう。そして、専門家によるチェック体制だけではなく、市民社会に企業経営に関与してもらおうという流れができる。当然に、会社は専門家の知識や実行力を企業利益の最大化へと向かわせることができるのならば、これ以上のことはない。しかし、企業利益を獲得することと、企業不正を防止することとの両者を同時に達成することは不可能であった。それは、近年の企業不祥事をめぐる専門家の関与でも明らかであるが、それ以上のデメリットは、市民社会から信頼されなくなることである。企業は、法的にも法がおよばない人々の意識の両者から信任を得られなければ継続的に存在することができない。

5 経営学とコーポレート・ガバナンスの繋がり

コーポレート・ガバナンスは、巨大な株式会社を引きおこす種々の混乱に対して、如何に対応していくのかという学問である。いうまでもなく、株式会社制度は、現代資本主義社会では否定されない。資本主義という体制を選んでいながら、このような株式会社の種々の混乱は、必ずついて回ることになる。

これについて説明をするためには、膨大な歴史を追いながら、しかも現代と対比しつつ、

解を見いだすという作業が求められる。その期間は、「有史以来」、つまり人の継続的な伝達手段は文字であるから、その文字がほぼ体系的に、つまり他人が文字を見て認識しつつ後の世に伝達できた段階からを指す。これが「有史以来」の基礎であるが、もう一つ加わる条件がある。それは、その当時に知恵が存在したかということである。その知恵が必要なことは、現代の人が先人よりも優れてきたということは、発展的であったということであるからだ。つまり、体系的な文字と知恵との二つが合わさったことをもって文明と、呼ぶことにしよう。この線と点とを重ね合わせることが、コーポレート・ガバナンスと企業の社会的責任を解決する基礎となるであろう。

注

- ¹ 小島大徳 [2004] i 頁.
- ² 企業不祥事が起こる理由はさまざまあるが、概ね、3つに分類することができる。そして、頻繁に起こる企業不祥事には、いずれも共通したものがある。
- ³ ここでいう企業経営制度とは、コーポレート・システムと同義である。
- ⁴ 株主は、株式会社を設立する時点の株主と、株式上場され誰にでも資本市場を通じて購入することができる状態に成ったときの株主とは、全く性質が違うのであり、企業運営管理上、同じ権限を付与するのは間違いであると思われる。
- ⁵ 株主と株主によって選任された取締役などの経営陣に、多くの決定事項を決定する権限が存在するのであり、権限が法令によって付与されているのではない。これは現代市民社会と経営学の理論によるものであり、詳しくは小島大徳 [2009] を参照のこと。

参考文献

- 小島大徳 [2004] 『世界のコーポレート・ガバナンス原則—原則の体系化と企業の実践—』 文真堂.
- 小島大徳 [2007] 『市民社会とコーポレート・ガバナンス』 文真堂.
- 小島大徳 [2009] 『企業経営原論』 税務経理協会.